岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第１　環境に配慮した産業活動を推進し、県内の産業廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用（以下「発生抑制等」という。）を図るため、県内の事業者等が、主に県内で排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る事業活動を行う場合（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　産業廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第２条第４項に規定する産業廃棄物をいう。

（２）　産業廃棄物等　廃棄物処理法第２条第１項に規定する廃棄物のうち、県内の事業者等が排出する廃棄物をいう。

（３）　県内の事業者等　県内に事業所を置く事業者（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む。）若しくは主にそれらの事業者で構成される法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者であること。）又は県内に事業所を設置しようとする事業者をいう。

（４）　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者をいう。

（５）　企業内ゼロエミッション推進事業　県内の事業者等が、自ら排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行うために実施するものであって、先進性のある事業をいう。

（６）　地域・企業間ゼロエミッション推進事業　複数の県内の事業者等が、共同で当該事業者等が排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行うために実施するものであって、地域循環共生圏の構築に資する先進性のある事業をいう。

（７）　廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業　県内の事業者等が、自ら排出する産業廃棄物等又は主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る新技術の研究開発を行うために実施する事業をいう。

（８）　廃棄物利用製品開発推進事業　県内の事業者等が、主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の開発を行うために実施する事業をいう。

（９）　廃棄物利用製品製造推進事業　県内の事業者等が、主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の製造を行うために実施する事業をいう。

(10)　ゼロエミッション普及促進事業　知事が別に指定する事業者又は県内の事業者等（ただし、会社又は個人にあっては、中小企業者に限る。）が、産業廃棄物等の減量化又は資源化を推進するために定めた計画に基づき、自ら排出する産業廃棄物等（バイオディーゼル燃料を製造する場合にあっては、自ら又は県内の事業者等が排出する産業廃棄物等）の発生抑制等を行うために実施する事業をいう。

(11)　環境産業育成支援事業　知事が別に指定する事業者が、自ら製造するリサイクル製品の商品力強化又は販売促進の取組みを行う事業及び補助金の交付を受けて第５号から前号までの事業によって開発され、若しくは製造された製品又は技術の利用促進を目的として実施する事業をいう。

（補助金の交付の対象及び補助金額）

第３　第１に規定する経費及びこれに対する補助金額は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）
第４　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
（１）　事業テーマの変更又はこれに類する変更
（２）　事業種目の追加、中止又は廃止
（３）　経費の配分の 20 パーセントを超える増減
（４）　補助金額の変更を伴う変更

（申請の取下期日）
第５　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）
第６　規則第 19 条第１項に規定する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号）を準用する。

（事業の遂行の状況に係る報告）
第７　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の 10 月 31 日における補助事業の遂行の状況を翌月の 15 日までに、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業遂行状況報告書（様式第６号）により知事に報告しなければならない。

（立入検査等）
第８　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事は、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（書類の整備等）
第９　補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が５年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

（前金払）
第 10　補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金前金払請求書（様式第７号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）
第 11　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金

に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第８号）により知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第 12　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（補則）

第 13　この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年９月 24 日から施行する。

別表第１（第３関係）

事業区分	経　　　　費	補　助　金　額
企業内ゼロエミッション推進事業	県内の事業者等が産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 １　建物等施設の設置又は改修に要する経費（以下「建物等施設費」という。） ２　構築物の建造、改良、据付け又は修繕に要する経費（以下「構築物費」という。） ３　機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け又は修繕に要する経費（以下「機械装置等費」という。） ４　技術指導の受入れに要する経費（以下「技術指導受入費」という。） ５　大学、研究機関等との共同研究に要する経費（以下「共同研究費」という。） ６　市場形成の可能性に関する調査に要する経費（以下「市場形成調査費」という。） ７　その他、知事が必要かつ適当と認める経費	当該経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、１件当たり 1,000 万円を上限とし、100 万円を下限とする。
地域・企業間ゼロエミッション推進事業	県内の事業者等が産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 １　建物等施設費 ２　構築物費 ３　機械装置等費 ４　技術指導受入費 ５　共同研究費 ６　市場形成調査費 ７　その他、知事が必要かつ適当と認める経費	知事が別に指定する産業廃棄物等の発生抑制等を行う事業で、環境基本計画（平成 24 年４月 27 日閣議決定）に定める地域循環共生圏の構築に資するとともに、内容が先導的であると知事が認めるものについては、当該経費の３分の２に相当する額以内の額とし、その他の事業は２分の１に相当する額以内の額とする。ただし、１件当たり 3,000 万円を上限とし、100 万円を下限（主に県内の事業者で構成される法人格を有する団体であって、知事が認める者が実施する場合は、１件当たり 4,500 万円を上限とし､100 万円を下限）とする。なお、前述に含まれる建物等施設費の上限は 2,000 万円とする。
廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業	県内の事業者等が産業廃棄物等の発生抑制等のための技術研究開発を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 １　原材料及び副資材の購入に要する経費（以下「原材料費」という。） ２　構築物費 ３　機械装置等費 ４　外注加工に要する経費（以下「外注加	１　大学、短期大学、工業高等専門学校、国の試験研究機関、県の試験研究機関又は試験研究事業を行う公益法人等で知事が指定する研究機関と共同研究を行う事業（以下「共同研究事業」という。）であって、知事が別に指定する産業廃棄物等の発生抑制等に寄与すると知事が特に認める

	工費」という。） 5　技術指導受入費 6　共同研究費 7　研究開発に係る分析等に要する経費（以下「分析等費」という。） 8　市場形成調査費 9　その他、知事が必要かつ適当と認める経費	ものについては、当該経費の10分の10に相当する額以内の額とする。 2　共同研究事業で、産業廃棄物等の発生抑制等に寄与すると知事が認めるもの（１の事業を除く。）については、当該経費の３分の２に相当する額以内の額とする。 3　１及び２を除く事業は、当該経費の２分の１に相当する額以内の額とする。 4　ただし、１件当たり 1,000 万円を上限とし、100 万円を下限とする。
廃棄物利用製品開発推進事業	県内の事業者等が産業廃棄物等を利用した製品の開発を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 1　原材料費 2　構築物費 3　機械装置等費 4　外注加工費 5　技術指導受入費 6　共同研究費 7　分析等費 8　市場形成調査費 9　その他、知事が必要かつ適当と認める経費	当該経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、１件当たり 1,000 万円を上限とし、100 万円を下限とする。
廃棄物利用製品製造推進事業	県内の事業者等が産業廃棄物等を利用した製品の製造を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 1　建物等施設費 2　構築物費 3　機械装置等費 4　技術指導受入費 5　共同研究費 6　市場形成調査費 7　その他、知事が必要かつ適当と認める経費	当該経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、１件当たり 1,000 万円を上限とし、100 万円を下限（主に県内の事業者で構成される法人格を有する団体であって知事が認める者が実施する場合は、１件当たり 1,500 万円を上限とし、100 万円を下限）とする。
ゼロエミッション普及促進事業	知事が別に指定する事業者又は県内の事業者等（会社又は個人の場合は、中小企業者であること。）が産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 1　機械装置の購入、据付け及び改良に要する経費（機械装置の種類については、知事が別に指定する。） 2　市場形成調査費	当該経費の３分の１に相当する額以内の額。ただし、１法人又は１者当たり 500 万円を上限とし、100 万円を下限とする。

環境産業育成支援事業	1　知事が別に指定する事業者が自ら製造するリサイクル製品の商品力強化又は販売促進の取組みを行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)　品質向上又はコストダウンのための調査分析委託経費 (2)　マーケティング調査委託経費 (3)　販売プロモーション委託経費 (4)　広告宣伝費、イベント、展示会等への出展経費（賃金、謝金、旅費、印刷費、通信費、運搬費及びその他知事が必要かつ適当と認める経費） 2　補助金の交付を受けて実施する第2第5号から第 10 号までの事業によって開発され、又は製造された製品又は技術の利用促進を目的として実施する場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 アドバイザーの派遣受入経費	1　知事が別に指定するリサイクル製品に係る取組みの場合は、当該経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、１法人又は１者当たり 300 万円を上限とし、30 万円を下限とする。 2　１に掲げるリサイクル製品以外のリサイクル製品に係る取組みの場合は、当該経費の３分の１に相当する額以内の額。ただし、１法人又は１者当たり 200 万円を上限とし、20 万円を下限とする。

別表第２（第 12 関係）

条　項	提出書類及び添付書類	様　式	提出部数	提出期日
規則第４条の規定による書類	1　岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付申請書 2　知事が別に定める書類	第１号	１部 １部	別に定める。
規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定による書類	1　岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業変更（中止、廃止）承認申請書 2　その他知事が必要と認める書類	第２号	１部 １部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の 14 日前まで。
規則第13条第１項の規定による書類	1　岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書 2　収支精算書 3　岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付請求書 4　その他知事が必要と認める書類	第３－１～３－６号 第４－１～４－３号 第５号	１部 １部 １部 １部	別に定める。

様式第１号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付申請書
（　　　　　　　　　　　　　　事業）

　　　　年度において、産業・地域ゼロエミッション推進事業を実施したいので、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

金　　　　　　　　　　　　　　　円

１　事業テーマ

２　補助事業に要する経費　　　　　　　　円

注　知事が別に定める書類を添付すること。

様式第２号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年　月　日付け岩手県指令　　第　　号で交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の内容を下記のとおり変更したいので、岩手県補助金交付規則第６条の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

１　事業区分

２　事業テーマ

３　変更（中止、廃止）の内容

４　変更（中止、廃止）理由

注１　変更の場合の関係書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更に係る部分についてのみ２段書きにし、変更後と括弧書きで上段に記載すること。
注２　変更の場合の関係書類は、交付申請書に添付したもので変更があった書類のみ添付すること。

様式第３－１号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書

　　　年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業期間
(1) 開　始　　　　　年　　月　　日
(2) 終　了　　　　　年　　月　　日

３　事業実績

４　技術導入、共同研究、市場形成調査の実績（該当がある場合のみ）

５　産業廃棄物等の発生抑制等の成果（事業終了時点で成果が現れない場合は見通し）

項　　目	内　　容
１　産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標	
２　産業廃棄物等の発生抑制等の成果	
３　費用対効果（Ｂ／Ｃ）	
４　今後の取組み	

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

（企業内ゼロエミッション推進事業、地域・企業間ゼロエミッション推進事業用）

様式第３－２号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書

年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業期間
⑴　開　始　　　　　　年　　月　　日
⑵　終　了　　　　　　年　　月　　日

３　研究開発の日程

４　研究開発の実績及び成果

５　技術導入、共同研究、市場形成調査の実績（該当がある場合のみ）

６　研究開発成果の起業化等の見通し

７　研究開発に係る特許又は実用新案の出願予定

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

（廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業用）

様式第３－３号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書

年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業期間
⑴　開　始　　　　　　年　　月　　日
⑵　終　了　　　　　　年　　月　　日

３　製品開発の日程

４　技術導入、共同研究、市場形成調査の実績（該当がある場合のみ）

５　製品開発の成果（製品の規格、品質、特長等）

６　開発された製品の起業化の見通し

７　製品開発に伴う特許又は実用新案の出願予定

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

（廃棄物利用製品開発推進事業用）

様式第３－４号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書

年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業期間
(1)　開　始　　　　　　年　　月　　日
(2)　終　了　　　　　　年　　月　　日

３　製造推進事業の実績

４　技術導入、共同研究、市場形成調査の実績（該当がある場合のみ）

５　製品製造の見通し

項　　目	内　　容
１　製品の製造、販売見込量（事業計画書の数値と異なる場合は、理由も記入してください。）	
２　原材料として使用する廃棄物の種類、使用見込量	
３　費用対効果（Ｂ／Ｃ）	

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

（廃棄物利用製品製造推進事業用）

様式第３－５号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書

　　　年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業期間
(1) 開　始　　　　　年　　月　　日
(2) 終　了　　　　　年　　月　　日

３　普及促進事業の実績

４　技術導入、共同研究、市場形成調査の実績（該当がある場合のみ）

５　産業廃棄物等の発生抑制等の成果（事業終了時点で、成果が現れない場合は見通し）

項　　目	内　　容
１　産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標	
２　産業廃棄物等の発生抑制等の成果	
３　費用対効果（Ｂ／Ｃ）	
４　今後の取組み	

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

（ゼロエミッション普及促進事業用）

様式第３－６号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書

　　　　年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業期間
　⑴　開　始　　　　　　年　　月　　日
　⑵　終　了　　　　　　年　　月　　日

３　事業の目標

４　品質向上又はコストダウンに関する実績

５　アドバイザー派遣受入に関する実績

６　製品販売に関する実績

７　今後の取組み

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

（環境産業育成支援事業用）

様式第５号（別表第２関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付請求書

年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、事業が完了しましたので、下記のとおり請求します。

１　事業区分

２　事業テーマ

３　請求（精算）額
金　　　　　　　　　　　　　円

交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

前金払受領済額　金　　　　　　　　　　円

差引残額　　　　金　　　　　　　　　　円

様式第６号（第７関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業遂行状況報告書

　　　　年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業について、　　　年　月　日現在における遂行状況を次のとおり報告します。

１　事業区分

２　事業テーマ

３　日程の状況

実施月 / 実施項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備考

注１　事業実施の日程について予定と実績を容易に比較対照できるように、２段書きにし、実績を上段に朱書すること。
注２　予定と比較して実績が遅延している場合は、その理由を備考欄に記載すること。

４　事業の遂行状況

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価	金額	発　注（契約）年月日	入　手（設置等）年月日	支　払年月日	補助金額	備考
					円	円				円	
計											

注　経費区分の欄は、要綱別表第１の中欄に掲げる経費ごとに区分して記載すること。

様式第７号（第 10 関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金前金払請求書

年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について、補助金の前金払いを受けたいので、関係書類を添えて次のとおり請求します。

１　事業区分

２　事業テーマ

３　請求額

金　　　　　　　　　　　円

補助金交付決定額　金　　　　　　　円
前回までの受領済額　金　　　　　　　円
今回請求額　金　　　　　　　円
差引残額　金　　　　　　　円

理由

注１　岩手県産業･地域ゼロエミッション推進事業遂行状況報告書（様式第６号）を添付すること。
注２　支払計画表事業実施の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第８号（第 11 関係）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

住　　所
氏名又は名称及び
代表者職氏名

消費税等仕入控除税額報告書

　　　年　　月　　日付け岩手県指令　　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の実施について、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

注　事業実施の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。